

令和8年9月8日

第594回 海務協議会議題

1. 令和8年秋期取締強化期間の実施について
2. 輸出物品販売場制度のリファンド方式への移行について
3. 税関庁舎停電に伴う電話、FAXの不通について
4. その他・質疑応答

〈横浜税関 出席者〉

監視部	柿崎 次長
監視部総括許可部門	佐藤 統括監視官
〃	田島 上席監視官

横浜税関

秋期取締強化期間

令和8年9月16日(水)～10月4日(日)

令和8年10月15日(木)～10月24日(土)



【密輸情報の提供のお願い】

あなたの情報提供が密輸防止の大きな力となります。
身の回りで「不審物」や「怪しい言動をする不審者」などを目にしたら、
すぐに密輸情報提供窓口に通報を！

密輸情報の提供のお願い

税関密輸ダイヤル（24時間受付）

フリーダイヤル 0120 - 461 - 961
許しません シロイ(粉) クロイ(武器)

E-mail yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp

税関ホームページ「密輸に関する情報提供」

<http://www.customs.go.jp/quest/smuggling.htm>



横浜税関HP



密輸に関する情報提供

税関へ

不審な貨物を発見したら

潜む
密輸品

24
時間受付

密輸ダイヤル



0120-461-961

不審な貨物を発見したら、お気軽に税関へご相談ください

記載重量より

重い



開封痕

がある



品名が

異なる



配送先が

空き家



税関
Japan Customs

詳しくはWEBサイトで!

税関 密輸

検索

税関：密輸情報提供サイト

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/mitsuyu/mitsuyu-dial.htm>



税関ホームページ

<https://www.customs.go.jp/>





大きな
改正点は
次のとおりです

	これまで	2026年11月～
購入時	免税で購入 (or カウンターで返金)	税込で購入 (クレジットカード等の返金先情報の登録)
出国時	保安検査後の税関で確認 (制限エリア)	保安検査前の税関で確認 (一般エリア)※購入日から90日以内
返金	—	税関確認後に返金

改正後の手続の流れ



リファンド方式に関するQ&A

購入時



Q. 免税店で購入できる数量に制限はありますか？

A. 購入する商品は、出国時にその全てを**自らが所持して海外に持ち出すことができる数量に**限られます。購入した商品は税関で提示できるようにしてください。



Q. リファンド方式ではお菓子や化粧品の特殊梱包が不要と聞きましたが、日本で消費しても良いということでしょうか。

A. 消耗品の特殊包装は廃止されますが、**飲食品や化粧品等を国内で消費した場合、税関の確認(返金)を受けることはできません。**



Q. 日本国籍をもっていますが、2年以上国外に住んでいます。免税手続の際に提示する確認書類に変更はありますか？

A. 日本国外に2年以上継続して住んでいることの確認書類は、現行の書類のほか、**マイナンバーカードでも良いことと**されます。



Q. 返金手続はどのようにしたら良いでしょうか？

A. 消費税分の返金を受けるために必要な対応は免税店で案内されます。購入の際にご確認ください。



出国時



Q. 税関での確認手続はいつ行えばよいですか？

A. 手荷物の機内預け入れ前までに税関での確認手続を完了する必要があるため、**早めに空港(又は海港)に到着し、免税手続用の端末等で手続を行ってください。**



Q. 免税手続をした商品のうち、一部を消費してしまいました。消費していない商品のみ税関確認を受けることができますか？

A. 税関の確認は**1回の購入手続(レシート等)単位**で行われます。1回の購入手続(レシート等)単位に含まれる商品のうち、1つでも所持していない場合には、他の商品も含め**すべての商品について**、税関の確認を受けることはできません。

領収書(レシート)		
OOSHOP △△店		
2026年12月5日AM10:40		
品名A ×1	3,000	←所持○
品名B ×1	75,000	←所持○
品名C ×1	13,000	←所持×
合計	91,000	
全て免税不可		

領収書(レシート)		
OOSHOP △△店		
2026年12月5日AM10:40		
品名A ×1	3,000	←所持○
品名B ×1	75,000	←所持○
品名C ×1	13,000	←所持○
合計	91,000	



Q. 単価100万円以上の商品を購入しました。税関確認の際に必要な書類はありますか？

A. **税抜単価100万円以上の商品を購入した場合**、税関においてその商品と併せて、**鑑定書や保証書の提示を求められることがあります。**これらを準備しておくことでスムーズに税関の確認を受けることができます。



Q. 税関の確認を受けた商品を海外に持ち出さなかった場合、罰則はありますか？

A. 免除された消費税額に相当する**消費税が徴収され、罰則の適用対象**となります。



さらに詳しくお知りになりたい方へ

リファンド方式に関する詳細(リーフレットやQ&A)は、観光庁や国税庁WEBサイトをご確認ください。

観光庁消費税免税店
WEBサイト



国税庁
WEBサイト



税関庁舎停電に伴う監視部分庁舎の電話及び FAX の利用不可について

下記日時において、横浜税関監視部分庁舎は停電を伴う電気設備点検を実施する予定です。そのため、

令和 8 年 11 月 7 日（土） 15:00～17:00 の間
監視部分庁舎は電話及び FAX が不通となります。

上記時間内、NACCS 申請は通常通り受け付けます。

※上記時間内で税関への連絡が必要な場合は、
以下の携帯電話番号におかけください。

(090-5447-1015)